



福島医発第2617号(地)

平成26年 2月 5日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 松 田 峻一良  
( 公 印 省 略 )

「特定接種（医療分野）の登録 追加Q&A」について

「特定接種に関する医療機関の登録等について」は平成25年12月28日付け福島医発第2331号(地)にてご案内しておりますが、今般、厚生労働省において都道府県担当者からの質問をもとに「特定接種（医療分野）の登録 追加Q&A」が作成され、日本医師会を通じて情報提供がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、各都道府県医師会よりされた質問に対する回答の一部が、日医ニュース2月5日号に掲載されておりますことを申し添えます。

---

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明  
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ205)

平成26年2月5日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

「特定接種（医療分野）の登録 追加Q&A」について

「特定接種に関する医療機関の登録等について」は、平成25年12月18日（地Ⅲ172）文書をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、厚生労働省において都道府県担当者からの質問を基に「特定接種（医療分野）の登録 追加Q&A」が作成されましたので、貴会宛情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員、管下郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、各都道府県医師会からいただいたご質問に対する回答の一部は、日医ニュース2月5日号に掲載しておりますことを申し添えます。

## 特定接種（医療分野）の登録 追加 Q & A

平成 26 年 1 月 31 日

厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ対策推進室

問 1. 医師には、医師法第 19 条の規定により、応召義務がありますが、この応召義務は、いかなる新型インフルエンザ及び新感染症であっても生じるものですか。

また、特定接種の登録事業者には、特措法第 4 条第 3 項の規定により、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供業務を継続的に実施する努力義務が課されますが、発生時には登録事業者でない者も含めて全ての医師に応召義務が生じるものと考えて良いですか。

（答）特措法第 6 条に基づく法定計画であり、また閣議決定されている政府行動計画において、地域感染期以降は、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）において、新型インフルエンザ等患者の診療を行うこととされています。

特定接種は、特措法第 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものです。基本的には、特定接種は住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、その対象者は、高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとされており、また、登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供業務を継続的に実施する努力義務が課されます。

また、医師法第 19 条は「正当な事由がなければ患者からの診療の求めを拒んではない」とされていますが、この「正当な事由」に該当するか否かについては、社会通念に照らして個別具体的に判断されるべきものです。新型インフルエンザ及び新感染症が発生している状況では、例えば、地域での蔓延状況、新型インフルエンザ及び新感染症の病原性の強さ、当該医療機関での感染防止の対策の有無、地域で他に診療が可能な医療機関の有無等を勘案して判断されるべきものです。特定接種の登録事業者であることは、これらの勘案すべき事項の一つであると考えられます。なお、医師法では、応召義務違反に対して、罰則は設けられていません。

（参考）

新感染症発生時の医療体制について、ガイドラインでは、「新感染症の場合は、発生した感染症の感染経路や治療法によっては、患者を集約化して診療を行うことが望ましい場合も考えられるため、発生した新感染症の特徴等を踏まえ、国と連携しながら地域における診療体制を検討する。」とされており、一般の医療機関では診療を行わず、患者を集約化して診療を行うことも想定されています。

問 2. 通常は、インフルエンザ医療の提供を専門としていないため、新型インフルエンザ等発生時に、かかりつけ患者以外の患者が受診する見込みが低い医療機関であっても、登録の対象となりますか。

(答) かかりつけ患者以外の患者が受診する見込みが低い医療機関であっても、新型インフルエンザ等医療を提供する医療機関は対象となります。

ただし、かかりつけ患者以外の新型インフルエンザ等患者が受診した場合にも可能な限り当該患者に対して医療を提供するよう努めていただきたい。

また、自治体と医療機関とが協議の上、地域の医療体制の状況に応じて、医療機関ごとにどの程度の新型インフルエンザ等医療を引き受けるかを決定するなど、新型インフルエンザ等医療とそれ以外の医療についてバランスの取れた提供に努めていただきたい。

問 3. 登録事業者が新型インフルエンザ等医療を行ったことにより、死亡・負傷等した場合の損害を補償する規定は、特措法にありますか。

(答) 登録事業者のみを対象とする損害補償の規定は、特に設けられていません。ただし、業務上損害を被った場合に用いられる補償制度としては、特措法第 31 条の規定に基づく要請等に応じた場合における同法第 63 条の損害補償制度の他、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法等に基づく損害補償制度があり、これらの法令に基づく所定の要件を満たせば、補償されるものであると考えています。

問 4. 特定接種による健康被害について救済制度はありますか。

(答) 特定接種は予防接種法第 6 条第 1 項に基づく臨時接種として実施するものであるため、予防接種法第 15 条に基づく健康被害救済制度の対象となります。

問 5. 診療所に一人しか医師がいない場合は、医師が自ら予診を行い、接種を行うことはできますか。

(答) できるだけ他の医師に予診をしていただくべきではありますが、御照会のような状況下において、医師が自ら予診を行い、接種を行うことも可能です。なお、医師が自ら予診を行い、予防接種を実施しても、医師法等の違反には当たりません。

問 6. 自治体立や医師会立などの休日夜間診療所は、登録の対象となりますか。

(答) 医療法第 8 条に基づく開設届が届け出られている診療所であって、新型インフルエンザ等医療提供事業を行い、かつ、診療継続計画を作成していれば、登録対象となります。

問 7. 保健所の医師は今回の報告対象となりますか。

(答) 今回の報告対象ではありません。今後、他の公務員と同様に報告していただきます。

問 8. 訪問看護ステーション等が同一法人の運営する医療機関を接種医療機関として登録する場合であっても、特定接種の接種体制に関する覚書は必要ですか。

(答) 訪問看護ステーション等と接種医療機関が同一法人による運営などであって、接種体制が十分に構築されていれば、覚書は不要です。

問 9. 接種医療機関の E-mail アドレスも登録は必須ですか。

(答) 特定接種の実施時の連絡などに使用するため、E-mail アドレスの登録は必須です。なお、緊急時に連絡を取ることが可能であれば、接種医療機関の代表者や事務職員などの携帯電話の E-mail アドレスでも差し支えありません。

問10. 法人化していない個人事業主から、特定接種登録申請書の事業者名の欄に、氏名でなく、誤って事業所名などを記載して申請があった場合は、修正して提出する必要がありますか。

(答) 「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」の「1 申請者(事業者)情報」に記載のとおり、法人化していない個人事業主の場合には、事業者名の欄には氏名を記載し、代表者の氏名の欄は空欄としてください。正しく記載されていない場合は、申請者に対して差し戻すなどして修正の上で提出してください。なお、特定接種(医療分野)の登録要領」の「6 登録完了の連絡及び公表」に記載のとおり、登録された場合には公表されるものなので、当該事業者名は重要な情報です。

問 11. 接種費用の負担方法について具体的に教えてください。

(答) 接種費用の負担方法については、特措法第 65 条の規定に基づき、実施主体である国(接種対象が地方公務員の場合は、都道府県及び市町村)が支弁することとされていますが、その範囲については、現在検討中です。ただし、接種体制の構築は登録事業者自らが行うこととされており、登録事業者が接種医療機関等に対して接種の技術料等を支払うケースはあり得ると考えています。